

川越市文化創造インキュベーション施設創業支援施設入居者募集要項

1 目的

川越市では、市民の文化の向上と地域産業の活性化を目的に、市指定文化財である旧川越織物市場及び旧栄養食配給所を、新たな価値を創出する活動を行うクリエイターを支援する「川越市文化創造インキュベーション施設」として活用することとしており、令和6年4月の施設の開設に向けて準備を進めているところです。

本施設では、クリエイターの創業や新しいビジネスの創出を支援するとともに、クリエイターと川越で暮らし働く人たちの交流を促進することにより、互いに刺激を受け、創造性が高まることで、まちとしての個性を生み出し、より川越のまちがほかのまちにない魅力にあふれ、結果として川越が持続可能なまちとなることを目指しています。

このたび、令和6年4月1日から施設の入居を希望するクリエイターの方々を募集します。

※本要項における用語の解説

創造的活動	本施設では、新たな視点や発想から地域の資源を発掘・再評価し、地域価値の向上や地域課題の解決につながる提案、企画、ビジネスの創出を行うことを「創造的活動」としています。
クリエイター	本施設が示すクリエイターとは、創造的活動を行おうとする方です。それは、冷静な分析力と柔軟な発想力、優れた企画力によって、まちの魅力や課題を見だし、自らのビジネスにつなげられる方を指しています。そのため、職種を限定するものではありません。
交流	クリエイターにとって事業を展開・発展させていくにあたり、様々な方と対話し関わりを深めることが課題やニーズの把握につながります。また、そのプロセスは創造的な解決の手法を実践的に身につけることにつながります。そのため、本施設では創業支援と並んで地域との交流を重要な要素と捉えています。
入居	本施設の創造的活動室を利用する方を入居者と表現しています。創造的活動室は事務所として登記することができます。店舗や住居としての利用はできません。

2 求める入居者像

(1) 求める入居者

本施設において求める入居者は、「自らが事業を行い、事業を通じて社会課題の解決や地域資源の活用に関わることに興味があり、施設への入居によって課題解決力の向上や人脈等の形成を図りたい個人や法人」です。

(2) 将来像

本施設に入居し支援を受けた方が、社会課題を解決する事業を自ら創造できる、あるいは、社会課題を解決する事業を地域（人、団体、企業）との協働により創造する方法論を身につけた人材になってもらいたいと考えています。

地域に入り試行錯誤を積み重ねながら自らの事業を育て、将来的に市内で、あるいは川越と関係を持ちながら事業活動を続け、川越の持続的な魅力向上に取り組んでいただけるパートナーとなることを期待しています。

(3) 入居者に身につけてもらいたい能力

- ・新たな視点で社会課題を発見・分析し、活用可能な地域の資源を発掘・再評価するリサーチ力
- ・地域との協働により創造的な解決方法を導くコミュニケーション力
- ・事業としての自立性・持続性を判断し、必要な条件を整える事業構想力

3 施設で行う取組み

川越市文化創造インキュベーション施設は、クリエイターの支援を行うとともに、様々な方との交流を通じて川越の新たな価値を創出する活動を行う施設となります。

本施設の事業として主に以下の取組みを行います。

(1) 「川越+クリエイティブゼミ（仮称）」の開講

- ・川越における身近な課題をテーマに興味や関心のある市民・企業・クリエイターが協働して、課題解決のアイデアを生み出すためのプログラムを実施
⇒入居者は、ゼミや事業の運営に参加して事業の企画立案を実践的に学んでいただきます。また、参加者としてゼミに参加し、様々な方と意見交換を行うことで互いに刺激を受け、新たな発想や自身の事業のヒントにつながるものとなります。

(2) 「川越^{かわごえぶんかそうぞういち}文化創造市（仮称）」の実施

- ・ゼミで生まれたアイデアや事業企画を地域の現場から試し、それらを育て実装する場を提供
⇒入居者は、参加を通じて創造的な事業が生まれていくプロセスを実践的に経験することができます。

(3) 地域課題の解決をテーマとしたクリエイターの育成

- ・ゼミや事業への参加を通じた実践的な学びの機会を創出
- ・講義・研修や協働作業を通じてクリエイターの成長を支援
⇒外部講師を招いた勉強会を開催します。

事業活動に関する相談に対応して、ブレイクスルーをサポートします。

仲介や交流会等により地域（人・団体・企業）とのネットワーク形成をサポートします。

経営に関する相談等、実務専門家を招いたレクチャーや相談の機会を提供します。

4 川越市文化創造インキュベーション施設の概要

- (1) 名称 川越市文化創造インキュベーション施設
 (2) 所在地 埼玉県川越市松江町2丁目11番地10、12番地4
 (3) 敷地面積 1,475.60 m²
 (4) 建物概要

棟名	構造	面積	主な施設
旧川越織物市場東棟 (市指定文化財)	木造2階建て	394.13 m ²	創造的活動室C 職員用事務スペース 展示室
旧川越織物市場西棟 (市指定文化財)	木造2階建て	389.99 m ²	創造的活動室A, B 展示室
旧栄養食配給所棟 (市指定文化財)	木造2階建て	171.30 m ²	展示室 一部カフェ
交流機能施設	木造平屋建て (一部鉄骨造)	33.81 m ²	カフェ
東水廻り棟	鉄骨造平屋建て	19.76 m ²	作業室 共用トイレ
西水廻り棟	鉄骨造平屋建て	25.65 m ²	作業室 共用トイレ
その他(倉庫等)	木造平屋建て	7.75 m ²	事務用倉庫
	合計	1,042.39 m ²	

(5) 施設の機能

創業支援施設：施設を利用するクリエイター（入居者）のワークスペース
 （創造的活動室、利用者談話室、作業室）

展示施設：文化財として復原した展示室

交流機能施設：カフェ

その他：職員用事務室、共用トイレ、事務用倉庫等

(6) 施設の開館時間（一般開放時間）

9時から17時まで（時間外の出入りは関係者通用口からとなります。）

※開館時間内は来訪者が自由に訪れ、広場や展示室の見学等を行います。

(7) 施設の休館日

年末年始（12/29～1/3）、毎週月曜日（祝日、振替休日の場合はその翌日）

※休館日の出入りは通用口からとなります。

(8) 運営主体

川越市

(iop 都市文化創造研究所・ユニークエディションズ連合体がプログラムの企画・運営等の支援を行います。)

(9) 利用開始日 令和6年4月1日

5 募集スペースの概要

(1) 募集スペース・使用料等

室タイプ	室数	室面積	使用料（月）
創造的活動室A	5室	31 m ² （1階16 m ² , 2階:15 m ² ）	22,000円
創造的活動室B	5室	33 m ² （1階18 m ² , 2階:15 m ² ）	23,000円
創造的活動室C	2室	64 m ² （1階34 m ² , 2階:30 m ² ）	40,000円

※申込者1組につき、1室の応募となります。

(2) その他の費用負担

電気使用料、インターネット回線使用料、ごみ処理費等は自己負担です。

※電気料については、別途、使用量に応じて実費精算します。

※インターネット回線は各自で通信事業者との契約が必要です

(3) 共有スペース

入居者は、共有スペースとして利用者談話室、作業室の利用ができます。

(4) 利用時間等

利用時間：9時から22時まで

一般開放時間（9時から17時）以外は施設入口の門扉を閉鎖します。

入居者は、関係者用の関係者通用口を利用できます。

利用時間外に施設を利用する場合は、事前の届出が必要となります。

休館日：原則無休

施設の設定点検等により利用が制限される場合があります。

6 利用方法

(1) 利用許可

・創造的活動室の利用は「創業支援施設利用許可」が必要となります。入居候補者となった方は、創業支援施設利用許可申請書を提出していただきます。

・使用料の滞納や著しく社会的信用を失墜する事実等があった場合は、利用許可の取消しとなりますのでご注意ください。

(2) 利用方法

・創造的活動室は事務所として利用できます。（店舗・住居での利用はできません。）

・創造的活動室内では、火気の使用はできません。火気を使用する場合は作業室を利用してください。

・創造的活動室の2階は建築基準法における居室としての利用ができません。

(3) 創造的活動室内の設備

・個別空調

・個別機械警備

・コンセント（15A、複数箇所）

7 利用期間

原則3年（ただし、利用状況を踏まえたうえで、審査により最大2年の延長が可能となります。）

8 利用条件

利用にあたり、以下の事項を遵守していただきます。

- ・地域資源の活用や地域の課題解決の意識を持ち、地域や関係者との交流を積極的に図り、自身の事業に活かすこと
- ・施設の目的を理解し、本施設が行う事業支援を積極的に受けること
- ・本施設や関係機関等が実施する事業への参画・協力を行うこと
- ・利用ルール（別紙）を遵守すること

9 応募要件

(1) 応募資格

「1 施設の目的」や「2 求める入居者像」を十分に理解し、本施設で創造的活動に係る事業を開始しようとする以下の要件すべてを満たす事業者とします。

① 次のいずれかに該当する法人又は個人

- ・創業しようとするもの
- ・創業後5年以内（※）のもの
- ・既存の事業とは別に、新たに事業を開始しようとするもの
又は新たな事業開始後5年以内（※）のもの

（※事業開始日が平成31年4月1日以降であることを指します）

② 施設の退去後も川越に関わりながら事業活動を続ける意思のあるもの

(2) 応募の対象とならない事業者

以下のいずれかの内容に該当する事業者は対象となりません。

- ・宗教又は政治を主たる活動とするもの
- ・住民税、法人税又は所得税、消費税及び地方消費税に未納があるもの
- ・会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされているもの
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及び暴力団員。
また、これら暴力団及び暴力団員と密接な関係を有しているもの

10 応募手続き

(1) 応募期間・受付期間

令和5年10月27日（金）から12月12日（火）

(2) 提出書類

- ① 利用申込書（書類1）
- ② 事業計画書（書類2）
- ③ 添付書類

①②のほかに、以下の区分に応じて資料を添付してください。なお、各種証明書は3カ月以内に取得したものとしてください。

申込区分	提出書類
新規創業	ア 住民税の納税証明書（前年度分） （未納が無いことの証明） イ 住民票 ウ 直近の源泉徴収票 エ 事業の概要・実績が分かる書類（無い場合は不要） （事業案内・パンフレット・ポートフォリオ等）
個人事業主	ア 直近の納税証明書（その3の2） （申告所得税の未納が無いことの証明） イ 開業届出書の写し ウ 確定申告書の写し エ 事業の概要・実績が分かる書類（無い場合は不要） （事業案内・パンフレット・ポートフォリオ等）
法人	ア 直近の納税証明書（その3の3） （法人税の未納がないことの証明） イ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ウ 直近財務諸表（損益計算書、貸借対照表）の写し エ 事業の概要・実績が分かる書類（無い場合は不要） （会社案内・パンフレット・ポートフォリオ等）

(3) 応募方法

① 提出方法

- ・応募書類を整え、郵送又は持参により提出してください。
- ・持参の場合は平日9時から16時に提出してください。
- ・郵送の場合は提出期限までに到着するよう送付してください。

② 提出先

〒350-8601 埼玉県川越市元町1丁目3番地1
川越市役所 都市景観課

※郵送の場合は封筒の表面に「文化創造インキュベーション施設利用申込書在中」を記入してください。

11 現地見学会

入居を検討されている方を対象に、現地見学会を開催します。

(1) 日時

令和5年11月26日（日）午前・午後

令和5年11月27日（月）午前・午後

※すべて同じ内容です。

(2) 場所

川越市文化創造インキュベーション施設
(川越市松江町2丁目11番地10)

(3) 受付期間

令和5年10月27日(金)から11月22日(水)

(4) 応募方法

- ・申込は、市ホームページ応募フォームより電子申請を行ってください。
- ・受付は先着順となります。

(5) 注意事項

- ・申込が完了した時点で受付が完了となります。
- ・受付を行った方への個別通知は行いませんので、申し込んだ日時に直接会場にお越しください。
- ・集合場所は施設入口になります。開始5分前にお集まりください。事務局職員がご案内します。
- ・本施設に駐車場・駐輪場はございません。公共交通機関をご利用ください。
- ・本施設は現在工事中です。見学の際は足元にご注意ください。
- ・敷地内、建物内部の写真撮影は可能です。ただし、写真のSNS等への投稿や二次利用は禁止します。
- ・11月26日(日)は小江戸川越ハーフマラソンが開催されます。交通規制等がありますのでご注意ください。

<https://www.koedo-marathon.com>

12 質問及び回答

募集要項の内容に関して質問がある場合は、次の方法で質問を行ってください。なお、次の方法以外による質問には対応しませんのでご了承ください。

(1) 受付期間 令和5年10月30日(月)から11月28日(火)

(2) 提出方法 市ホームページ応募フォームより電子申請を行ってください。

(3) 回答方法 日曜日までに申請のあった質問をとりまとめ、翌週の金曜日(最終週のみ、12月5日(火))に質問者名を伏せたうえで市ホームページに記載します。

13 入居者の選考

(1) 選考方法

- ・提出された書類及び面接により総合的に審査を行います。
- ・申込者多数の場合は、書類確認のみによる一次選考を行う場合があります。
- ・面接の日程は、令和6年1月9日(火)から1月11日(木)のいずれかの日で行い、1月12日(金)を予備日とします。会場・時間帯の詳細は12月下旬に電子メール及び書類にて通知します。
- ・原則、日程は事務局で割り振りますが、どうしても都合の付かない日時がある場合

は、書類1（利用申込書）の備考欄にその旨を記入してください。

- ・面接は1組あたり20分程度を予定しています。最初に応募者からの説明を7分（準備含む）で行い、その後、質疑応答とします。
- ・面接時に自身の作品やポートフォリオ等をお持ちいただくことは可能です。ただし、事業計画書に関係する内容に限ります。また、面接会場にはモニターとHDMIケーブルのみ準備があり、ご自身のPCに繋いで表示することが可能です。なお、Wi-Fi等のインターネット環境は準備していません。
- ・審査による内容は非公開とします。

(2) 審査基準

審査は以下の項目を中心に評価します。

① 適合性

- ・川越の特性や施設の理解度
- ・創造的活動による社会貢献の考え方、協力性、積極性

② 実現性

- ・事業の実現性、具体性、計画性

③ 協調性

- ・連携・協働の考え方における他の入居者や関係者との協調性

(3) 注意事項

- ・審査において一定の基準を満たしていないと判断した場合は、入居候補者として選定しません。
- ・部屋の希望によっては入居できない場合がございます。

14 審査後の手続き

- ・すべての応募者に結果を通知します。
- ・入居候補者として選定された方は、入居事前説明会の案内を通知します。
- ・入居事前説明会は2月下旬頃に開催する予定です。
- ・入居候補者決定後の創業支援施設利用許可の手続きについては、別途指定する期日までに利用許可申請書の提出をお願いします。
- ・入居候補者は、利用開始前に入居のための準備を行うことが可能ですが、事前に市と日時の調整が必要となります。

15 失格事項

次に掲げる事項に該当する場合は、失格とします。

- ・参加要件を満たさなくなった場合
- ・募集要項に示した提出書類の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・面接に参加しなかった場合
- ・選考の公平性を害する行為があった場合
- ・その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

16 選考スケジュール

- ① 応募期間 10月27日～12月12日
- ② 現地見学会受付期間 10月27日～11月22日
- ③ 現地見学会 11月26日・11月27日
- ④ 質問受付期間 10月30日～11月28日
- ⑤ 質問最終回答 12月 5日
- ⑥ 書類確認 12月中旬
- ⑦ 面接日時通知 12月下旬
- ⑧ 面接 1月9日～1月11日（予備日12日）のいずれかの日
- ⑨ 結果通知 1月下旬から2月上旬
- ⑩ 入居者説明会 2月下旬
- ⑪ 使用開始 4月～

17 その他留意事項

- ・応募に要する費用はすべて応募者の負担となります。
- ・応募書類及び添付書類は結果に関わらず返却いたしませんのでご了承ください。
- ・書類の提出後は、市から修正等の指示があった場合を除いて、内容の変更、再提出及び差し替えは認めません。
- ・各提出書類に記載された個人情報、本募集による審査のみに使用し、無断でそれ以外に使用することはありません。
- ・本募集手続き及びこれに係る事務処理等において必要がある場合は、各種提出書類の一部又は全部を複製する場合がありますが、本募集以外には無断で使用しません。
- ・事業内容によっては、追加資料のご提出をお願いする場合があります。
- ・選考の結果、定員に達しない場合があります。募集スペース数に空きが生じた場合は空きスペースについて改めて募集を行います。
- ・入居候補者となったものが利用許可を受ける前までに本人の事情により辞退する場合は、辞退理由を記載した辞退届（任意様式）の提出が必要となります。
- ・2月末日までに辞退者が発生した場合は、選考結果が一定の基準を超えた次点のものを入居候補者とします。
- ・審査内容及び各応募者の事業計画の内容等については、非公表とし、選考結果に対する異議申し立ては受けません。

18 連絡先

川越市役所 都市計画部 都市景観課

- ・〒350-8601 埼玉県川越市元町1丁目3番地1
- ・電話 049-224-5961
- ・メール toshikeikan★city.kawagoe.lg.jp
（送信の際は★を@に置き換えてください）